

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年2月10日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券に係るファンドの 名称】	日興DWSエマージング・ニューディール・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成23年8月10日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色

(中略)

特色2

主として、エマージング諸国の内需拡大を背景とした2つのテーマ（インフラ・消費）¹に関する企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

中国に関しては、中国A株²にも実質的に投資します。

(中略)

(参考)中国A株市場とは

中国A株は、中国株式市場全体において、規模・銘柄数等の面で非常に大きな割合を占めています。

中国A株への投資は、原則として中国国内の投資家に限定されています。

しかし、QFII（適格国外機関投資家）制度を活用することにより、日本など中国国外からの投資が可能となっています。（2011年6月末現在）

(中略)

特色3

運用にあたっては、DWSインベストメントGmbHの投資助言を受けます。また、主な投資対象である投資信託証券はDWSインベストメントGmbHが運用を行います。

(中略)



2011年6月末現在

(中略)

DWSの概要

(中略)

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,506億ユーロ⁴ グローバル 約2,740億ユーロ⁵

(中略)

1 2010年12月末現在

（中略）

4 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2010年12月末現在、出所：ドイツ投資信託協会(BVI)

5 ドイツ国内を含む2010年9月末現在

（以下略）

<訂正後>

（前略）

ファンドの特色

（中略）

特色2

主として、エマージング諸国の内需拡大を背景とした2つのテーマ（インフラ・消費）¹に関連する企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

中国に関しては、中国A株²にも実質的に投資します。

（中略）

（参考）中国A株市場とは

中国A株は、中国株式市場全体において、規模・銘柄数等の面で非常に大きな割合を占めています。

中国A株への投資は、原則として中国国内の投資家に限定されています。

しかし、QFII（適格国外機関投資家）制度を活用することにより、日本など中国国外からの投資が可能となっています。（2011年12月末現在）

（中略）

特色3

運用にあたっては、DWSインベストメントGmbHの投資助言を受けます。また、主な投資対象である投資信託証券はDWSインベストメントGmbHが運用を行います。

（中略）



2011年12月末現在

（中略）

DWSの概要

（中略）

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,300億ユーロ⁴ グローバル 約2,560億ユーロ⁵
(中略)

1 2010年12月末現在

(中略)

4 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース(外国籍ファンドを含む)
2011年9月末現在、出所:ドイツ投資信託協会(BVI)

5 ドイツ国内を含む2011年9月末現在

(以下略)

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額(2011年6月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況(2011年6月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額(2011年12月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況(2011年12月末現在)

(以下略)

2【投資方針】

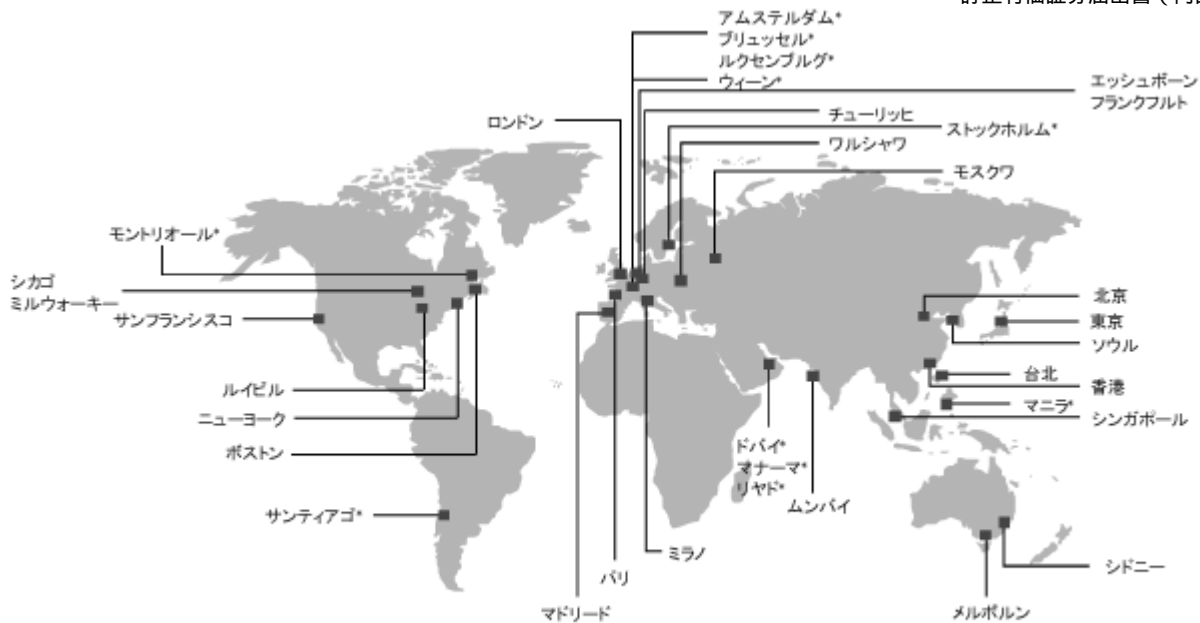
(3)【運用体制】

<訂正前>

(前略)

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、総勢800人のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



2010年12月末現在

* 営業/クライアントサービス拠点のみ

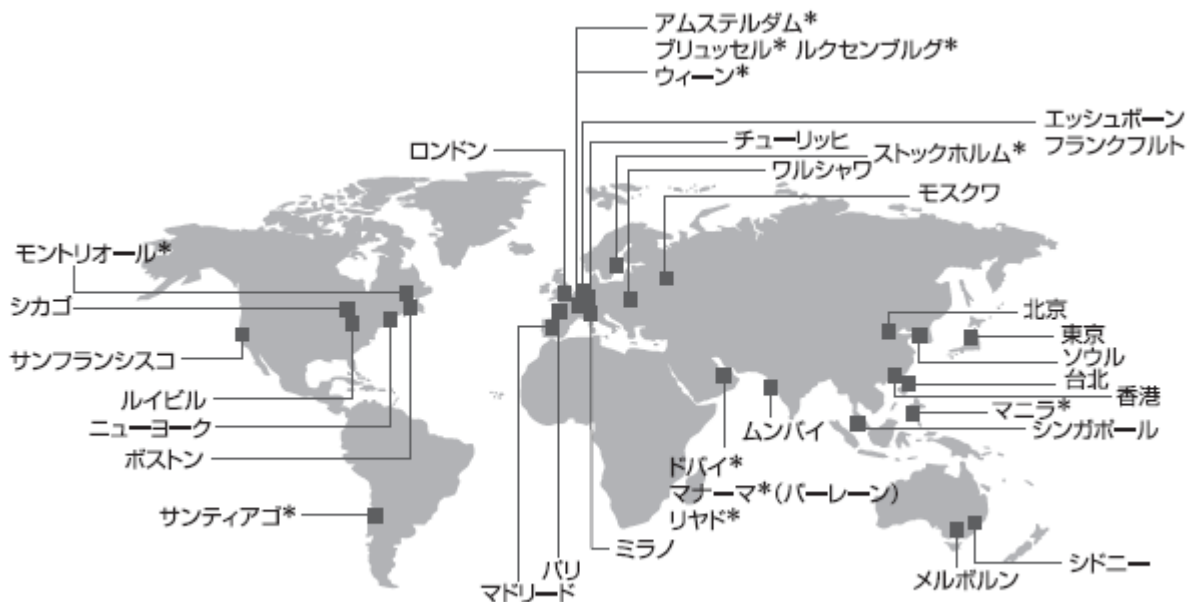
(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(前略)

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



2011年9月末現在

* 営業/クライアントサービス拠点のみ

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

< 訂正前 >

(前略)

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<訂正後>

(前略)

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券(外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

(中略)

その他の留意点

・当ファンドが投資を行うDWS チャイナ・Aファンド は、中国の適格国外機関投資家(QFII)制度を利用して中国人民元建の株式(A株)に投資を行うため、中国A株を保有する現地口座での送金(中国人民元の入出金)が月1回に制限されるなど、当該制度に係る諸規制の適用を受けます。また、中国の国家外貨管理局(SAFE)はその裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国外への送金規制や中国人民元と外貨との交換停止措置等をとることがあり、予定しているファンド資産の回金(中国からの送金)が行えない可能性があります。(2011年6月末現在)

(中略)

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<訂正後>

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券(外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

(中略)

その他の留意点

・当ファンドが投資を行うDWS チャイナ・Aファンド は、中国の適格国外機関投資家(QFII)制度を利用して中国人民元建の株式(A株)に投資を行うため、中国A株を保有する現地口座での送金(中国人民元の入出金)が月1回に制限されるなど、当該制度に係る諸規制の適用を受けます。また、中国の国家外貨管理局(SAFE)はその裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国外への送金規制や中国人民元と外貨との交換停止措置等をとることがあり、予定しているファンド資産の回金(中国からの送金)が行えない可能性があります。(2011年12月末現在)

(中略)

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・分配金は純資産総額から支払われるため、分配金支払い後は純資産総額が減少し、基準価額が下落する要因となります。分配金は計算期間中に得られた収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも当該計算期間における運用成果等を示すものではありません。投資者のファンドの取得価額によっては、支払われた分配金

が実質的には元本の払い戻しとなる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4490%（税抜1.38%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（中略）

（注1）当ファンドの運用について投資助言を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

（注2）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務の代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に当ファンドが投資対象とする投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。また、投資対象ファンドでは、組入有価証券の売買委託手数料、信託財産に係る租税等が別途かかります。

投資対象ファンドの名称	信託報酬等（年率）
DWS エマージング・ニューディール・ファンド	0.55%以内
DWS チャイナ・Aファンド	0.55%以内

したがって、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.999%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の投資対象ファンドの組入状況等によっては変動することがあります。

（以下略）

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4490%（税抜1.38%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（中略）

（注1）当ファンドの運用について投資助言を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

（注2）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。また、指定投資信託証券では、組入有価証券の売買委託手数料、信託財産に係る租税等が別途かかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
DWS エマージング・ニューディール・ファンド	0.55%以内
DWS チャイナ・Aファンド	0.55%以内

したがって、当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.999%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

（以下略）

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

(中略)

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。)

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成23年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は平成26年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成26年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

(以下略)

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

(中略)

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。)

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成23年12月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

(中略)

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

- 1 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147% (所得税7.147%及び地方税3%)、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%及び地方税5%)となる予定です。
- 2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147% (所得税のみ)、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315% (所得税のみ)となる予定です。

(以下略)

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(平成23年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	5,750,313,247	99.22
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	44,989,027	0.78
合計(純資産総額)	-	5,795,302,274	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<評価額(全銘柄)>

(平成23年11月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	DWS チャイナ・Aファ ンド I	535,599.1818	9,345.12 7,896.59	5,005,243,606 4,229,412,016	72.98
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	DWS エマージング・ ニューディール・ファン ド	196,035.1453	9,492.01 7,758.30	1,860,768,284 1,520,901,231	26.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成23年11月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	99.22
合計	-	99.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1期(平成22年 5月10日)	24,595	24,595	0.9558	0.9558
第 2期(平成23年 5月10日)	9,020	9,020	0.9961	0.9961
平成22年11月末	14,891	-	1.0599	-
平成22年12月末	12,174	-	1.0141	-
平成23年 1月末	11,387	-	1.0058	-
平成23年 2月末	10,755	-	0.9942	-
平成23年 3月末	10,819	-	1.0479	-
平成23年 4月末	9,508	-	1.0430	-
平成23年 5月末	8,291	-	0.9557	-
平成23年 6月末	8,269	-	0.9761	-
平成23年 7月末	7,883	-	0.9526	-
平成23年 8月末	7,161	-	0.8886	-
平成23年 9月末	6,113	-	0.7921	-
平成23年10月末	6,361	-	0.8510	-
平成23年11月末	5,795	-	0.8079	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第 1期	平成22年 5月10日	0.0000
第 2期	平成23年 5月10日	0.0000

【収益率の推移】

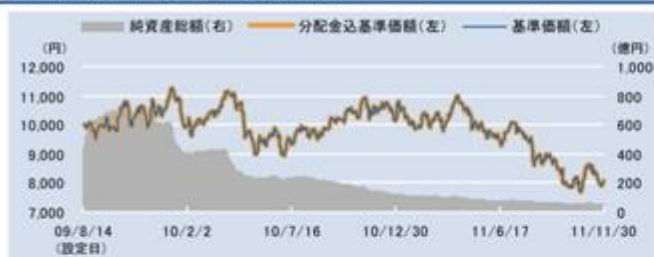
	収益率(%)
第 1期計算期間 (平成21年 8月14日～平成22年 5月10日)	4.4
第 2期計算期間 (平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	4.2
(平成23年 5月11日～平成23年11月30日)	18.9

(注) 収益率は、小数第 2 位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2011年11月30日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2011年 5月	0円
2010年 5月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

DWS エマージング・ニューディール・ファンドにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄	国	業種	比率 ^{※1} (%)	順位	銘柄	国	業種	比率 ^{※1} (%)
1	レデカード	ブラジル	情報技術	7.3	6	ナスパーズ	南アフリカ	一般消費財・サービス	3.9
2	ヒンドウスタン・ユニリーバ	インド	生活必需品	7.0	7	ドクター・レディーズ・ラボラトリーズ	インド	ヘルスケア	3.5
3	サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	インド	ヘルスケア	6.7	8	チン・バルチシパソエス	ブラジル	電気通信サービス	3.4
4	中国移動(チャイナ・モバイル)	中国(含香港)	電気通信サービス	5.4	9	AES テイエテ	ブラジル	公益事業	3.4
5	MTN グループ	南アフリカ	電気通信サービス	4.3	10	中国建設銀行(チャイナ・インフラストラクチャーバンク)	中国(含香港)	金融	3.2

DWS チャイナ・AファンドIにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄	国	業種	比率 ^{※1} (%)	順位	銘柄	国	業種	比率 ^{※1} (%)
1	三一重工	中国	資本財・サービス	6.3	6	深セン発展銀行	中国	金融	2.6
2	広西柳工機械	中国	資本財・サービス	4.6	7	青島海爾(ハイアール)	中国	一般消費財・サービス	2.5
3	北京王府井百貨集団	中国	一般消費財・サービス	3.3	8	安徽海螺水泥(コンセメント)	中国	素材	2.5
4	貴州茅臺酒	中国	生活必需品	3.2	9	TCL集団	中国	一般消費財・サービス	2.4
5	保利房地產集団	中国	金融	2.7	10	中国中材国際工程(シマインテリナショナル・エンジニアリング)	中国	資本財・サービス	2.4

実質国別構成比(上位5カ国)

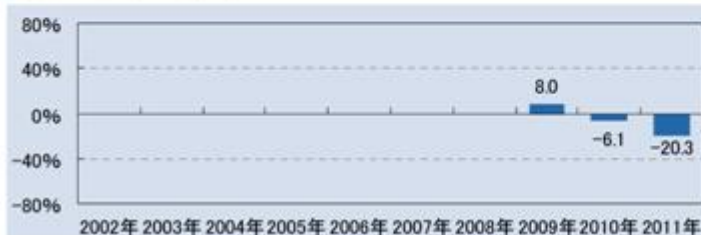
国	比率 ^{※2} (%)
中国(含香港) ^{※3}	79.0
ブラジル	7.7
インド	6.9
南アフリカ	2.2
ロシア	1.7

※1 各ファンドにおける組入比率です。

※2 DWS エマージング・ニューディール・ファンド及びDWS チャイナ・AファンドIで保有する銘柄を合算した実質的な構成比率です。

※3 「中国(含香港)」の比率には、中国A株、B株、H株等が含まれます。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2009年は設定日(8月14日)から年末までの騰落率、2010年は11月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1期計算期間 (平成21年 8月14日～平成22年 5月10日)	73,921,765,612	48,189,366,629
第 2期計算期間 (平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	1,040,157,801	17,716,717,447
(平成23年 5月11日～平成23年11月30日)	25,257,910	1,907,724,557

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(前略)

信託契約に関する監督官庁の命令

(中略)

(口)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしがたがいます。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

信託契約に関する監督官庁の命令

(中略)

(口)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしがたがいます。

(以下略)

4【受益者の権利等】

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(以下略)

<訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(以下略)

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成23年5月11日から平成23年11月10日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

日興DWSエマージング・ニューディール・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第3期中間計算期間 (平成23年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		216,201,171
投資信託受益証券		6,193,553,204
未収入金		31,140,000
未収利息		414
流動資産合計		6,440,894,789
資産合計		6,440,894,789
負債の部		
流動負債		
未払解約金		69,803,587
未払受託者報酬		1,182,275
未払委託者報酬		53,202,426
その他未払費用		1,531,057
流動負債合計		125,719,345
負債合計		125,719,345
純資産の部		
元本等		
元本		7,375,171,649
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）		1,059,996,205
（分配準備積立金）		90,891
元本等合計		6,315,175,444
純資産合計		6,315,175,444
負債純資産合計		6,440,894,789

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 (自平成23年5月11日 至平成23年11月10日)
営業収益	
受取利息	34,490
有価証券売買等損益	873,699,883
為替差損益	256,616,345
営業収益合計	1,130,281,738
営業費用	
受託者報酬	1,182,275
委託者報酬	53,202,426
その他費用	1,531,057
営業費用合計	55,915,758
営業損失（ ）	1,186,197,496
経常損失（ ）	1,186,197,496
中間純損失（ ）	1,186,197,496
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	154,949,872
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,029,094
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,642,081
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,642,081
剰余金減少額又は欠損金増加額	361,568
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	361,568
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,059,996,205

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券

移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(追加情報)

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期中間計算期間 (平成23年11月10日現在)
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	7,375,171,649口
2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額	1,059,996,205円
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8563円 (8,563円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

純資産総額に対して年率0.05%の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 売買目的有価証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第3期中間計算期間 (平成23年11月10日現在)
	金額(円)
元本の推移	
期首元本額	9,055,839,337
期中追加設定元本額	25,257,910
期中一部解約元本額	1,705,925,598

（参考情報）

当ファンドは「DWS エマージング・ニューディール・ファンド」投資信託受益証券及び「DWS チャイナ・AファンドI」投資信託受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれら投資信託の受益証券です。

2010年12月31日現在における同投資信託受益証券の状況は次の通りです。

1. 「DWS エマージング・ニューディール・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、DWS インベストメントS.A.からの情報に基づき、2010年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2010年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2010年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類を抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

	2010年12月31日現在 金額（アメリカドル）
資産の部	
株式	86,091,164.20
現金	2,197,542.47
未収配当金	149,875.89
資産合計	88,438,582.56
負債の部	
その他負債	44,784.40
未払金	2,699,891.14
負債合計	2,744,675.54

(2) 損益計算書

	2010年12月31日に終了した事業年度 金額（アメリカドル）
収益	
受取配当金	1,449,390.27
受取利息	8,263.03
源泉税	43,363.56
収益合計	1,414,289.74
費用	
支払利息	4,228.14
委託者報酬	427,653.17
申込税	6,596.98
費用合計	438,478.29
純投資収益	975,811.45

(3) 純資産変動計算書

期首純資産金額	515,195,304.93
設定による資金流入	164,800,014.01
解約による資金流出	630,695,000.09
収益及び費用の調整	44,753,352.93
純投資収益	975,811.45
有価証券売買益	32,786,803.33
有価証券売買損	3,187,732.35
評価損益	38,934,647.19
期末純資産金額	85,693,907.02

(4) 組入資産の明細

(2010年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額（アメリカドル）
AES Tiete Pref. (Non Voting)	80,000	1,116,312.35
Brasil Foods	110,000	1,803,870.12
Cia d.Transmissao de Energia Eletr. Paulista Pref.	30,000	977,667.79

Cia Paranaense Energia Copel Pref.B	50,000	1,234,383.85
Cia Saneamento Basico Estado Sao Paulo	50,000	1,287,456.39
Cielo	200,000	1,598,139.48
Gafisa	320,000	2,268,881.00
Hypermarcas	120,000	1,602,910.05
JBS	350,000	1,471,421.33
Lojas Americanas Pref.	170,000	1,555,085.12
Lupatech	160,000	1,848,117.12
OSX Brazil	5,000	1,472,882.32
Redecard	120,000	1,491,994.39
Rossi Residencial SA	131,300	1,136,871.11
TIM Participacoes Pref.	380,700	1,278,118.61
Agile Prosperity Holdings	970,200	1,485,788.58
Alibaba.com	600,000	1,036,024.46
Bawang International	5,081,800	1,828,079.55
Belle International Holdings	700,000	1,167,326.17
Changsha Zoomlion Heavy Ind Science & Tech Dev	220,800	494,726.35
China Construction Bank Cl.H (new)	1,000,000	885,194.51
China High Speed Transmission	591,400	896,567.14
China Life Insurance Co. Cl.H (new)	337,300	1,371,543.37
China Mengniu Dairy Co.	400,000	1,053,497.10
China Mobile LTD	140,000	1,382,265.28
China Railway Construction Cl.H	1,000,000	1,211,521.66
China Railway Group	2,000,000	1,433,783.85
China Resources Land	535,900	968,029.45
China Yurun Food Group	600,000	1,992,651.22
Golden Eagle Retail Group	100,000	245,901.64
Guangzhou R&F Properties Cl.H (New)	1,300,000	1,860,578.65
Harbin Power Equipment Co. CL.H	900,000	1,389,845.32
KWG Property Holding	1,228,900	929,932.29
Lenovo Group	1,700,000	1,092,039.67
Li Ning Co. (new)	400,000	854,103.50
Lonking Holdings (new)	2,000,000	1,084,331.16
Minth Group	600,000	955,855.90
Ping An Insurance (Group) Co. of China Cl.H (new)	140,000	1,540,546.79
Hindustan Lever	337,300	2,324,082.19
IVRCL Infrastructures and Projects	300,000	841,733.57
Jain Irrigation Systems	400,000	1,841,410.53
Sun Pharmaceutical Industries	236,000	2,536,410.46
Dr. Reddy's Laboratories ADR	25,000	917,250.00
Evrax Group GDR Reg S	50,000	1,770,000.00
HDFC Bank ADR	7,000	1,179,640.00
ICICI Bank ADR	20,000	998,400.00
Larsen & Toubro GDR	45,000	2,016,450.00
Magnit GDR	76,000	2,188,800.00
Mindray Medical International ADR	70,000	1,877,400.00
Mobile Telesystems ADR	80,000	1,613,600.00
Stalnaya Gruppa Mechel ADR	80,000	2,324,800.00
Sterlite Industries (India) ADR	75,800	1,240,846.00
Uralkaliy GDR Reg S	60,000	2,153,400.00
Vivo Participacoes ADR	10,000	331,200.00
X 5 Retail Group GDR Reg S	40,000	1,834,800.00
Yingli Green Energy Holding Co.	101,700	1,019,034.00
MTN GROUP	295,700	5,967,664.38
Murray and Roberts Holdings	300,000	1,809,998.43
合計		86,091,164.20

2. 「DWS チャイナ・Aファンド」の状況

以下に記載した情報は、DWS インベストメントS.A.からの情報に基づき、2010年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2010年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2010年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類を抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

2010年12月31日現在
金額（アメリカドル）

資産の部

株式	62,255,975.58
現金	1,715,805.29
最低準備金	289,407.08
未収利息	0.11

資産合計

64,261,188.06

負債の部

税負債引当金	2,349,503.28
その他負債	31,890.31

負債合計

2,381,393.59

(2) 損益計算書

2010年12月31日に終了した事業年度
金額（アメリカドル）

収益

受取配当金	746,939.95
受取利息	16,796.11
源泉税	76,650.14

収益合計

687,085.92

費用

支払利息	8.96
委託者報酬	312,817.90
監査・印刷費用	10,562.38
弁護士費用	121.20
申込税	4,852.33

費用合計

328,362.77

純投資収益

358,723.15

(3) 純資産変動計算書

期首純資産金額	155,946,224.70
設定による資金流入	61,999,979.07
解約による資金流出	147,999,914.08
収益及び費用の調整	138,442.55
純投資収益	358,723.15
有価証券売買益	4,964,057.41
有価証券売買損	4,503,589.04
評価損益	9,024,129.29
期末純資産金額	61,879,794.47

(4) 組入資産の明細

(2010年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額（アメリカドル）
Advanced Technology & Materials Cl.A	370,700	1,229,302.08
Anhui Conch Cement Co. Cl. A	379,000	1,636,342.98
Bank of Beijing Co.	512,400	884,920.47
Bank of Nanjing Co.	831,925	1,245,177.85
Baoshan Iron & Steel Co. Cl.A	1,518,100	1,455,775.34
Beijing Ufsoft Cl.A	225,900	783,001.36

Beijing Wangfujing Dept Building Cl.A	346,000	2,544,287.23
China Merchants Bank Co. Cl. A	776,100	1,489,651.11
China Minsheng Banking Cl.A	1,366,200	1,038,982.58
China State Construction Engineering	1,438,500	740,933.19
China Vanke Co. CL.A	1,155,100	1,426,157.40
China Yangtze Power Co. Cl. A	1,138,400	1,295,164.98
Guangdong Keda Dynamo-Electric Co. A	621,318	2,176,166.06
Guangdong MD Holding Cl.A	740,500	1,920,521.13
Guangxi Liugong Machinery Cl.A	851,000	4,607,595.82
Hefei Department Store Co. A	329,000	919,565.22
Henan Rebecca Hair Products A	972,400	1,907,677.62
Industrial Bank Co.	189,500	689,273.59
Jiangsu Hengrui Medicine Cl.A	94,800	837,273.14
Jiangsu Kanion Pharmaceutical Co. A	555,100	1,539,748.67
Konka Group Co. Cl. A	1,138,400	807,106.80
Kweichow Moutai Cl.A	69,800	1,924,284.81
Luzhou Old-Cellar Cl.A	114,500	684,814.42
Nanjing Water Transport Industry Cl.A	588,200	429,499.17
Offshore Oil Engineering Cl.A	400,580	476,375.25
Poly Real Estate Group Cl.A	884,070	1,674,121.35
Qinghai Salt Lake Potash Cl.A	171,300	1,659,801.24
Sany Heavy Industry Cl.A	1,296,350	4,173,221.86
Shandong Hualu Hengsheng Chemical Industry	206,200	424,207.85
Shanghai Siyuan Electric A	227,400	904,983.79
Shanghai Tunnel Engineering Co. Cl.A	758,700	1,251,665.35
Shanghai Zhixin Electric Co. H	427,500	1,049,159.22
Shenzhen Development Bank Cl.A	644,300	1,529,492.65
Shenzhen Topway Video Communication A	215,300	841,825.94
Shenzhen Yantian Port Cl.A	1,518,100	1,389,081.05
Sinoma International Engineering Cl.A	385,800	2,272,952.89
Suning Appliance Chain Store Cl.A	683,700	1,334,048.78
TCL Cl.A	2,276,800	1,176,168.46
Tianjin Port Group Cl.A	733,700	916,986.06
Tsingtao Hai Er Refrigerator Co. Cl.A(new)	573,000	2,368,041.21
Wuhan Fingu Electronic Technology Co.- A	202,400	418,536.59
Xinjiang Transfo. A	154,700	427,235.42
Xugong Science & Technology Cl.A	107,700	866,364.19
Yinchuan Xinhua Department Store A	383,800	1,662,881.38
Zhuhai Gree Electrical Appliances Cl.A	456,300	1,225,602.03
合計		62,255,975.58

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(平成23年11月30日現在)

資産総額	5,831,528,286円
負債総額	36,226,012円
純資産総額(-)	5,795,302,274円
発行済数量	7,173,372,690口
1単位当たり純資産額(/)	0.8079円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成23年6月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成23年6月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成23年6月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成23年12月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成23年12月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成23年12月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月末現在、委託会社の運用するファンドは94本、純資産総額は492,979百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単体型	株式投資信託	1本	13,067百万円
	追加型	株式投資信託	73本	420,821百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	59,090百万円
合計			94本	492,979百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		4,162,964
前払費用		5,805
未収委託者報酬		1,022,261
未収運用受託報酬		94,269
未収投資助言報酬		104,798
未収収益		980,594
立替金		27,659
その他流動資産		4,879
流動資産計		6,403,233
固定資産		
無形固定資産	1	22,455
投資その他の資産		25,691
固定資産計		48,147
資産合計		6,451,380
負債の部		
流動負債		
預り金	2	79,458
未払金		
未払手数料		517,612
その他未払金		1,962
未払費用		1,104,829
未払法人税等		15,699
賞与引当金		224,304
為替予約		25,200
流動負債計		1,969,066
固定負債		
退職給付引当金		773,922
長期未払費用		170,061
固定負債計		943,984
負債合計		2,913,051
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,369,320
利益剰余金計		1,369,320
株主資本計		3,538,679
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		350
評価・換算差額等合計		350
純資産合計		3,538,329
負債・純資産合計		6,451,380

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成23年4月1日	
	至 平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,566,345
運用受託報酬		120,707
投資助言報酬		69,698
その他営業収益		1,286,431
営業収益計		5,043,183
営業費用		
支払手数料		1,869,415
その他営業費用		547,447
営業費用計		2,416,862
一般管理費	1	1,524,428
営業利益		1,101,892
営業外費用	2	22,277
経常利益		1,079,615
税引前中間純利益		1,079,615
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		1,076,710

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,078,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,830,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,446,030
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
当中間期変動額合計	1,076,710
当中間期末残高	1,369,320
株主資本合計	
当期首残高	2,461,969
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
当中間期変動額合計	1,076,710
当中間期末残高	3,538,679
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	126
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	350
評価・換算差額等合計	
当期首残高	126
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	350
純資産合計	
当期首残高	2,462,096
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	1,076,233

当中間期末残高

3,538,329

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 66,199千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,196千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損	16,555千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	394,308千円	614,523千円	1,008,831千円
減価償却累計額相当額	326,170千円	348,442千円	674,612千円
中間期末残高相当額	68,137千円	266,080千円	334,218千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		74,390千円	
1年超		229,612千円	
合計		304,003千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		39,122千円	
減価償却費相当額		24,226千円	
支払利息相当額		2,149千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。
(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	4,162,964	4,162,964	-
(2)未収委託者報酬	1,022,261	1,022,261	-
(3)未収運用受託報酬	94,269	94,269	-
(4)未収投資助言報酬	104,798	104,798	-
(5)未収収益	980,594	980,594	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,659	16,659	-
資産計	6,381,548	6,381,548	-
(1)未払手数料	517,612	517,612	-
(2)未払費用	1,104,829	1,104,829	-
(3)長期未払費用	170,061	170,061	-
負債計	1,792,503	1,792,503	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(25,200)	(25,200)	-
デリバティブ取引計	(25,200)	(25,200)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券

中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,030	15,010	20
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,629	2,000	370
合計		16,659	17,010	350

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	773,236	-	3,763	3,763
	米ドル				
	買建	419,652	-	20,359	20,359
	ユーロ				
シンガポールドル	16,472	-	1,078	1,078	
合計		1,209,361	-	25,200	25,200

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	17,490円42銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,076,710
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	1,076,710
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	57,477円73銭

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 株式会社りそな銀行
 資本金の額 279,928百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 （平成23年9月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

投資顧問会社

名称 DWSインベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ（約116億円）（平成23年3月末現在）
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成23年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.71円）によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興DWSエマージング・ニューディール・ファンドの平成23年5月11日から平成23年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興DWSエマージング・ニューディール・ファンドの平成23年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年5月11日から平成23年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

